令和7年(2025年)10月10日 建 設 委 員 会 資 料 都 市 基 盤 部 建 築 課

議会の委任に基づく専決処分について

- 1 和解(示談)の相手方 中野区民2名(以下「相手方ら」という。)
- 2 事故の概要
 - (1) 事故発生日 令和7年(2025年)3月19日
 - (2) 事故発生場所 相手方らが共有持分を有する建物の敷地内
 - (3) 事故発生状況

区の職員が、上記(2)の事故発生場所の敷地に接する区道の拡幅整備工事に関し、 誤って当該敷地の一部を含む区域を当該拡幅整備工事の施工範囲として指定し、 当該敷地の一部に縁石等が設置されたことにより、相手方らが当該敷地内におい て施工中であった塀の設置工事に支障が生じ、当該塀の設置工事が遅延した。

3 和解(示談)の要旨

区は、本件事故により、相手方らが被った損害547,828円について、相手 方らに対し賠償する義務があることを認め、相手方らの指定する方法で支払う。

- 4 和解(示談)成立の日令和7年(2025年)8月7日
- 5 区の賠償責任

本件事故は、区の職員が誤って相手方らが共有持分を有する建物の敷地の一部を含む区域を区道の拡幅整備工事の施工範囲として指定し、当該敷地の一部に縁石等が設置されたことにより発生した事故であり、相手方らが被った損害の全額について、区が賠償責任を負うものと判断した。

6 損害賠償額

本件事故による相手方らの損害額は、塀の設置工事の遅延に伴い発生した追加費用の合計547,828円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。

- 7 事故後の対応について
 - (1) 当該縁石等を撤去した。
 - (2) 所属長から関係職員に対し本件事故について厳重に注意を行うとともに、所属 長から所属の職員全員に対し注意喚起を行い、再発防止の徹底を図った。